新型インフルエンザの「医療機関受診」についてのお願い

市でも新型インフルエンザが流行しています。今後、冬季になり患者の増加が心配されることから、地域の医療体制を守るため、市民の皆さまのご協力をお願いします。

■まずはかかりつけ医に受診してください

①多数の患者が発生した場合、診療所は症状の軽い患者の診療を担当し、病院は重症患者の診療を担当するなど、医療機関の機能に応じた役割分担をします。症状が軽い場合はできるだけ通常の診療時間内にかかりつけ医で受診してください。（救急外来に症状の軽い患者が殺到すると重症患者の診療に支障が出ます）

②必ず、事前に医療機関へ電話をして、受診時間帯や待機方法の指示を受けてください。

③家を出るときからマスクを着用し、医療機関では職員の指示に従って待機してください。

※インフルエンザであるかどうかを判定する簡易迅速検査は、インフルエンザかどうかを100％の確率で判断できるものではありません（医師は問診や臨床症状から判断することもあります）。特に、症状が出てから6時間以内は、不確実な検査結果となることがあります

■次の兆候が見られたら、急いで医療機関を受診してください

- 呼吸が速い、息苦しそう、息切れがある
- 胸の痛みが続く、顔色が悪い（土気色、青白いなど）
- 嘔吐（おうと）や下痢が続いている
- 症状が長引いて悪化してきた（成人の場合、3日以上発熱が続いている）

小さなお子さんの場合は次の症状にも注意

- 落ち着かない、遊ばない、反応が鈍い、呼び掛けに答えない
- 意味不明の言動が見られる

■小さなお子さんの場合の医師または看護師による電話相談のご案内

小さなお子さんの場合、「休日や夜間など、急な子どもの病状にどう対処したらよいのか？」「医師の診察を受けた方がよいのか？」など不安や心配がある場合は、小児科医・看護師への電話による相談ができます（電話によるアドバイスであり、診断・治療は行いません）。

- プッシュホン回線や携帯電話からは、「＃8000」
- プッシュホン回線でない固定電話や公衆電話からは「058・240・4199」

※つながらない場合は、10分ほど待ってからかけなおしてください

■新型インフルエンザと診断された人へ

診断を受けた場合、解熱後2日を経過すれば外出しても構いませんが、感染拡大防止のため、症状が出た日の翌日から7日を経過するまでの間はマスクを着用するなどの配慮をお願いします。

また、新型インフルエンザの潜伏期間は最大7日間（平均2～3日）と言われています。患者となられた人と同居されているご家族などは、患者さんが治癒されてから、1週間程度は健康管理に気を付けてください。

■事業所や学校などへの治癒証明書について

岐阜県から事業所や学校などに周知してあるとおり、解熱後にあらためて医療機関を受診して、簡易迅速検査を受けたり治癒証明書を取得したりする必要はありません。

問 健康課　内線387

国道21号終日片側交互通行のお知らせ

国道21号（坂祝町勝山地内）において、水防施設の修繕工事のため、終日片側交互通行規制を実施します。
工事期間中は、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

◇終日片側交互通行規制
11月24日（火）～12月18日（金）

◇規制時間　終日

◇規制区間　坂祝町勝山～取組間（勝山西交差点から美濃加茂方面へ500m程度）

※詳細については、木曽川上流河川事務所管理課（058・251・1325）へ

問 土木課　内線268